

# T&HMA 社協だより



(社協HP QRコード)



ふれあいサロンでは、パラリンピックで話題になった「ボッチャ」をレクリエーションの一環として行っています。

初めの頃は、慣れないボールの感触に馴染めず、なかなか思ったところへ投げられませんでした。今では参加者のみなさんも上達し、毎回熱い戦いが繰り広げられています！

「コロナウイルスが落ち着いたら大会目指そうか!？」など冗談を言いながら、大盛り上がり！早くコロナが収束して、気兼ねなく皆で楽しみたいです。

ふれあいサロンでは、「ボッチャ」の他にも「脳トレ」や「ストレッチ」など様々な活動を行っています。予約等も不要ですので、ご興味のある方はぜひ足を運んでみてください。

(開催日カレンダーは8ページに掲載しております)

No.

134

令和3年10月号



社協の事業は、みなさんの「会費、賛助会費、法人会費、寄付金など」によって支えられています。

# 【令和3年度共同募金運動】が始まります

～コロナ禍にも「つながりをたやさない社会づくり」を～

## 令和3年度 赤い羽根共同募金

運動期間  
10月1日～12月31日

### 当麻町の目標額 1,060,000円

今年で75回目を迎える「赤い羽根共同募金運動」は、募金活動でありながら唯一「地域福祉の推進」を目的とした社会福祉事業として法に位置づけられており、国民的なたすけあい運動として私たちの社会に脈々と受け継がれ、秋の風物詩としても親しまれております。

ところで皆さんは共同募金になぜ「目標額」があるのかを御存じでしょうか？多くの募金活動では「集まった後でお金をどう使うか」を決めていきますが、共同募金は地域のニーズを受けてから募金を行う「計画募金」なので、初めに「地域のニーズ（計画）を満たす（実施する）には最低でもどれくらいのお金が必要なのか」を明確にし募金を行います。それが毎年掲げている「目標額」であり、実際に集められた募金は全道域を対象とした様々な福祉活動や災害時支援へと役立てられたり、当麻町で実施する10の事業（詳細は3Pをご覧ください）などへ助成されております。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響で「人と人が距離をとり、接触する機会を減らしていく」ことが求められ、誰もが日常的に「誰かと繋がる・支え合う」ことの大切さを再認識するとともに、今の社会情勢に沿った新たな「つながりをたやさない社会づくり」を考えていく必要に迫られています。

共同募金会では新たな「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通のテーマと位置づけ、これまで地域で築かれてきた繋がりを維持するための活動や、今後さまざまな形で現れてくる地域の課題を解決するための活動などを、助成を通じて後押ししてまいります！

～12月1日からは、歳末たすけあい運動も始まります～

## 令和3年度 歳末たすけあい運動

運動期間  
12月1日～12月31日

この義援金は、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民やボランティア、関係機関・団体の協力のもと、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開する為に「歳末たすけあい運動」が展開され、町内におられる低所得世帯（ひとり親世帯・一人暮らし高齢者世帯・高齢者夫婦世帯）等に歳末見舞金としてお贈りしております。

### 当麻町共同募金委員会からのお願い

「赤い羽根共同募金」及び「歳末たすけあい義援金」のご協力につきまして、昨年と同様に10月の広報配布に併せてご案内させて頂いております。

また、例年10月下旬に実施しておりました「法人募金（企業・商店訪問）」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、昨年と同様振込にてご協力をお願いする事とし各企業・商店へは個別に郵送にてご案内させて頂いております。

新型コロナウイルス感染症が与える影響は大きく、先の見えない状況が続いておりますが、今年度につきましても皆様からの変わらぬご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

この10事業が赤い羽根共同募金の支援を受けています。

- ① **一人暮らし高齢者お楽しみ会**  
一人で生活している高齢者が、お互いに親睦を深め、それぞれの方が一日楽しく過ごして頂き、明日からの英気を養うために行っております。
- ② **母子・父子の集い**  
母子・父子世帯の方を対象に、お互いに親睦を深め、さらに子供とのふれあいを高めるために行っております。
- ③ **社協だより広報誌発行事業**  
年4回発行。福祉活動の啓発、住民に対しての福祉情報提供を行っております。
- ④ **学童生徒のボランティア活動事業**  
社会福祉への理解と感心を高め、ボランティアの心、社会連帯の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会への啓発を図ることを目的に行っております。
- ⑤ **各福祉団体活動事業 < 4団体 >**  
それぞれの事業活動を推進するために活用されております。
- ⑥ **全町ボランティア活動研修会**  
様々なボランティア活動の輪を広げるため、研さんをしていくことを目的に行っております。
- ⑦ **一人暮らし高齢者慰問事業**  
年2回、75歳以上の一人暮らし高齢者宅を訪れ、安否確認や声かけ運動、悩みごとなどの相談を目的に行っております。
- ⑧ **心配ごと相談事業**  
地域住民の心配ごとや生活向上に関する相談に応じて、必要な助言、指導を行い、もって明るい町づくりを目的に行っております。
- ⑨ **ふれあいゲートボール大会**  
町内の身体障害者の方と健常者が一堂に会し、ゲートボールを通して交流、親睦を深めるために行っております。
- ⑩ **障がい者福祉の集い**  
障がいがある人もない人も全ての人が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現を目指すため、障がい者福祉について学ぶことを目的に行っております。



## ツルハドラッグ当麻店 募金箱の設置のお知らせ

39号線沿いにあるツルハドラッグ当麻店（宇園別2区）が、令和3年度から赤い羽根共同募金の募金箱設置にご協力頂けることとなりました。

募金箱は令和3年10月1日から12月31日までの間、レジの近くに2カ所設置させていただいておりますので、見かけた際には皆様の温かいご協力をよろしく願いいたします。



## 「令和3年大雨災害義援金」 の募集について

「令和3年7月豪雨災害義援金」が、8月以降の大雨災害も対象とする為に、募集要綱を改正し「令和3年大雨災害義援金」になりました。

義援金名	令和3年大雨災害義援金
募集期間	令和3年7月19日（月）～同年12月30日（木） ※救援物資等とは取り扱いません。 (被災地の状況に応じて、期間を延長する場合があります。)
受入口座 (直接送金の場合)	【口座番号】三井住友銀行 東京公務部支店 (普)0162529 【口座名義】(福)中央共同募金会災害義援金口 【口座番号】りそな銀行 東京公務部支店 (普)0126781 【口座名義】(福)中央共同募金会

**当麻町共同募金委員会** ☎ **0166-84-5711**

当麻町4条東2丁目16番3号農村環境改善センター1階 当麻町社会福祉協議会内

# あなたを助ける制度紹介

経済的支援から生活相談まで、  
様々な制度をご紹介します！

## 〈生活福祉資金 緊急小口資金【特例貸付】・総合支援資金【特例貸付】〉

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少がある世帯を対象とした生活福祉資金【特例貸付】（緊急小口資金・総合支援資金）の受付期間が令和3年11月30日（火）まで延長となりました。新型コロナウイルス感染症の影響での減収・解雇等でお困りの方はご相談ください。詳細は、当麻町社協ホームページ及び北海道社協ホームページをご覧ください。当麻町社会福祉協議会まで直接お問い合わせください。

お問い合わせ：当麻町社会福祉協議会  
住 所：当麻町4条東2丁目16番3号(農村環境改善センター内)  
☎ 0166-84-5711



当麻町社協HP用QRコード

## 〈生活福祉資金（教育支援資金）〉

〔北海道社会福祉協議会では高校・大学・専門学校への就学に必要な経費を貸し付けします。〕

- 申請できる世帯
  - ①低所得世帯
  - ②他の貸付制度のうち給付型奨学金・無利子貸付（日本学生支援機構第一種奨学金・母子父子寡婦福祉資金等）が利用できない方または、前記制度活用のみでは、どうしても就学が困難な方。
 ※上記①②のいずれにも該当する方

- 教育支援資金の種類と内容
 

※相談から貸付決定・送金まで、およそ1ヶ月半かかります。お早めにご相談下さい。

資金種類	使途内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
教育支援費	授業料など学校に納入する諸経費、参考書、学用品、交通費	高等学校……月額35,000円以内 高等専門学校……月額60,000円以内 短期大学……月額60,000円以内 大学……月額65,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内 (貸付額により期間の目安あり)	無利子
就学支度費	入学に際し必要な経費 (入学金等、制服、靴、体育着、教科書、参考書等で入学時に一括購入の場合)	50万円以内			

お問い合わせ：当麻町社会福祉協議会  
住 所：当麻町4条東2丁目16番3号(農村環境改善センター内) ☎ 0166-84-5711

## 〈特別生活資金（冬期生活資金）〉

〔暖房費など冬期の生活に必要な資金をお貸しします。〕

- 貸付の条件
  - 申込は、10月1日から翌年3月末日までです。
  - 無利子で、5万円(1世帯)を上限にお貸しします。
  - 別世帯の保証人が一人必要です。
  - 生活保護受給世帯は管轄する福祉事務所の承認が必要です。
- 償還について
  - 貸付した月の翌月から12か月以内で償還していただきます。
  - 最終償還期日までに支払わなかった場合には、延滞元金につき年10.75%の率をもって、最終償還翌日から支払いの日までの日数により計算した延滞利子がかかります。
- 利用できる方
  - (1) 高齢者世帯  
70歳(障がいのある方は65歳)以上の方で、次の世帯  
・単身世帯 ・同居者が18歳未満の児童のみの世帯 ・同居者が60歳以上の方のみの世帯  
・同居者が60歳以上の方及び18歳未満の児童のみの世帯  
ただし、老齢福祉年金を受給する方がいる世帯に限る
  - (2) 障害者世帯  
①障害基礎年金を受給している方が、世帯主または配偶者の世帯  
ただし、配偶者・扶養義務者の所得が老齢福祉年金の支給停止限度額以下の世帯  
②特別児童扶養手当を受給する方がいる世帯
  - (3) 特定疾患患者世帯  
特定疾患医療受給証または特定疾患認定書の交付を受けている方が、世帯主、配偶者または20歳未満の児童のいずれかである世帯  
ただし、本人の所得が障害基礎年金の支給停止限度額以下で、かつ配偶者・扶養義務者の所得が老齢福祉年金の支給停止限度額以下の世帯に限る
  - (4) 上記(1)又は(2)に準ずる世帯で、その所得が福祉年金の支給停止限度額以下の世帯  
(例：老齢福祉年金を受給していないが、所得が福祉年金等の支給停止限度額以下の世帯)

※利用できない方 社会福祉施設に入所されている方

お問い合わせ：当麻町社会福祉協議会  
住 所：当麻町4条東2丁目16番3号(農村環境改善センター内)  
☎ 0166-84-5711

## 〈福祉・介護人材確保総合対策事業「職場体験事業」〉

【やりがいのある福祉や介護の仕事を体験してみませんか?】

申し込みできる方	福祉・介護の仕事に関心を持っている方（一般、学生〔高等学校・専門学校・短大・大学など〕） ※未成年者の申込みは別途保護者の同意書が必要となります。
参加費用	無料 ※ただし、昼食代などが必要になった場合は、各自ご負担いただきます。
交通費	体験参加者には本会旅費支給規程に基づき往復交通費を支給します。支給額は最も経済的な通常の経路にて計算します。
体験期間	1人あたり10日以内（1日あたりの体験時間は、概ね5時間から6時間程度です。） ※10日以内であれば、異なる種別の施設を体験することができます。
体験先施設	受入れが可能な北海道内の生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法および障害者総合支援法に基づく施設および事業所（例：救護施設、児童養護施設、養護者ホーム、介護老人福祉施設、障害者支援施設など）
体験内容	○施設利用者の介護・介助の補助 ○施設利用者との交流（話し相手）、学習活動の援助、授産活動 ○レクリエーションや運動会等の施設が実施する行事の補助 ○施設内の掃除や洗濯などの日常業務の補助 など
その他	・万一の事故に備え、体験者はボランティア保険等に加入することとします。加入手続きおよび保険料の負担は職場体験受入施設が行います。 ・職場体験への参加は原則1人1回限りです。

お問い合わせ：旭川市社会福祉協議会 旭川市福祉人材バンク

住 所：旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階 ☎ 0166-23-0138

## 〈求職者支援制度〉

「求職者支援制度」は、再就職や転職を目指す方が、給付金を受給しながら無料の職業訓練を受講する制度です。訓練開始から終了までハローワークが活動のサポートをしてくれます。

※給付金の支給要件を満たさない場合でも無料の職業訓練を受講できます。（テキスト代自己負担）

### ■ 訓練受講の要件

- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 労働の意思と能力があること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者以外
- 支援の必要性をハローワークが認めたこと

### ■ 給付金の支給要件

- 本人収入が月8万円以下〔シフト制での就業者は月12万円以下※令和4年3月末までの特例〕
- 世帯全体の収入が月25万円以下
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 全ての訓練実施日に出席する（やむを得ない理由がある場合も、8割以上出席する）
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

### ■ 主な訓練コース（求職者支援訓練）

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
I T	WEB アプリ開発科、Android/JAVA プログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA 経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTP クリエーター科、WEB デザイナー科など
その他	3次元 CAD 活用科、ネイリスト養成科など

■ 訓練期間…2か月から6か月 ※シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から（令和3年度末までの特例）

お問い合わせ：ハローワーク旭川

住 所：旭川市春光町10-58 ☎ 0166-51-0176

## 〈就労準備支援事業〉

相談無料

お仕事や生活のことで、お困りごとはありませんか？  
まずは、ご相談ください！解決のお手伝いをします！

○生活習慣を改善したい…	日常生活自立支援	電話、オンライン、訪問など、あなたにあった支援を行います
○仕事の経験があまりない…	社会生活自立支援	ボランティア活動などへの参加など、あなたの町の方々との交流を体験するなどを通じた支援を行います
○いきなり働く自信がない…	就 労 自 立 支 援	オンラインなども活用した模擬面接、ビジネスマナー、履歴書の書き方、就労体験、その他…



支援までのながれ

ご本人やご家族またはお気づきの方、  
北海道社協またはかみかわ生活あんしんセンターへ  
**電話受付**

かみかわ生活あんしんセンター・支援  
スタッフとの面談(道社協支援員同席も可)

**支援開始!**  
面接、各プログラムへの参加をしながら就労への一歩がはじまります!

支援を必要とする方に合った、その  
方だけのプランを作成

相談先：北海道社会福祉協議会：旭川市永山6条19丁目1-1上川合同庁舎内 道社協上川地区事務所 ☎ 0166-49-6711  
相談先：かみかわ生活あんしんセンター：旭川市豊岡1条2丁目1-16桜井ビル3F ☎ 0166-38-8800

あなたの<sup>あんしん</sup>安心を  
せいかつしえんいん<sup>てつぱ</sup>生活支援員がお手伝い…

# にちじょうせい かつ じ り つ し え ん じ ぎ ょ う 日常生活自立支援事業

## 【援助内容】

- ① 福祉サービス利用援助（基本事業）
- 福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い。
  - 利用している福祉サービスの苦情を解決するための手続きのお手伝い。

- ② 日常的金銭管理サービス
- 公共料金の支払いや年金受領の確認、預金から生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝い。

- ③ 書類等預かりサービス
- 定期預金通帳や年金証書など、無くして困る大切な書類の預かり。保管は金融機関の貸金庫を利用します。

## 【対象者】（いずれにも該当する方）

- 判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方
- 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方



## 【利用料】

- 相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。
- 実際のお手伝いは、1時間あたり1,200円
- 交通費などの実費がかかります。
- ※生活保護を受けている方は、利用料はかかりません。



お問い合わせ：当麻町社会福祉協議会

住 所：当麻町4条東2丁目16番3号 農村環境改善センター内 ☎ 0166-84-5711

## 10月の生活・仕事相談会をひらきます

予約制・相談無料

もし、誰にも相談できずに困っていることがあれば一緒に考えましょう。まずはご連絡ください。

☎ 0166-38-8800 相談無料

10月  
21日  
木

場所：当麻町公民館ままとまー（当麻町3条東2丁目11-1）

時間：13:00～13:50 / 14:00～14:50

相談会は、開催日前日15時までに電話・メールでお申込ください。

※新型コロナウイルスの関係で相談会場が急遽変更になることがありますのでご了承ください。  
※職員はマスク着用で対応させていただきます。

## 10月より“夜間相談”をスタート！

10月1日より午後7時までの夜間相談を開始しました。完全予約制で電話とセンターへの来所による相談のみです。予約がない場合は対応しかねる場合がありますのでご了承ください。お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ・お申し込み 自立相談支援事業所

かみかわ生活あんしんセンター TEL (0166) 38-8800 FAX (0166) 33-0021

メール受付 ☒ anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

## コロナ禍における事業中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症が社会に与える影響は大きく、変異株の増加や緊急事態宣言の発令など、感染リスクは未だ高い状態が続いております。

それに伴い、例年実施しております下記の事業については、会員及び町民の皆様の安全を最優先に考慮した結果、感染症予防の観点から中止とさせていただきますのでご報告いたします。

### 【社会福祉協議会】

- 母子・父子の集い（7～8月）
- 障がい者福祉の集い（12月）

### 【老人クラブ連合会】

- 全町老人の集い（10月）
- 日帰り会員研修（11月）

### 【市街地区町内会連合会】

- 高齢者りんご狩り（10月）



## 秋の友愛訪問について

毎年、春と秋に実施しております「友愛訪問」につきましては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、春（5月）の訪問を中止とさせていただきますところですが、秋の訪問については例年実施している9月中は緊急事態宣言が発令されていた為、時期を延長し10月26日（火）に行う予定であります。

皆様の笑顔にお会いできるのが、何よりの楽しみです。

なお、今後の社会情勢を注視しながら、町民の皆様の安心・安全を第一に考慮し、開催中止も視野に入れて慎重に検討してまいりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。



## 心配ごと相談

当麻町社会福祉協議会では、毎月2回心配ごと相談所を開設しています。生活上の悩みごとや心配ごとを一人で抱え込まず、まずは相談してみてください。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

- ◎時間：午後1時から4時まで
- ◎場所：農村環境改善センター第2会議室
- 事務局：TEL.84-5711 FAX.84-3213

月 日	曜日	相 談 員	
10月25日	月	藤 尾 義 次	門 脇 幸 夫
11月5日	金	御 池 日出雄	菅 克 則
11月25日	木	中 島 よし子	門 脇 幸 夫
12月6日	月	藤 尾 義 次	御 池 日出雄
12月27日	月	菅 克 則	中 島 よし子

（相談員については都合により変更になる場合がありますので予めご了承ください）

※緊急事態宣言等により、中止となる場合がありますので、予めご了承ください。

また、月2回の心配ごと相談所の開設日以外でも、ご相談に応じます。生活への不安、困り事などありましたら、お気軽にご相談下さい。

## 「社協会費(普通会費・賛助会費)納入のお礼」と「法人会費納入のお願い」

社協の会費には「普通会費」と「賛助会費」「法人会費」の3つがあります。

各行政区を通して1世帯500円納入頂いている「普通会費」及び、福祉事業推進にご賛同いただいている「賛助会費」については、今年度も28行政区すべてから納入されました。ご協力ありがとうございました。

また、10月上旬から町内の企業・商店の方々に「法人会費（3,000円）」の納入をお願いしております。社協の事業は皆様のお力添えによって支えられております。ご協力の程よろしく願いいたします。

# 除雪ボランティアを募集します！

当麻町ボランティアセンターでは、虚弱・心身の障がい、傷病などの理由で除雪をすることが困難な高齢者（おおむね500m以内に除雪を援助できる子、又は子の配偶者等が居住している場合は除く）や障がいがある方の世帯に対して、冬期間除雪作業をお手伝いして下さる除雪ボランティアを募集しています。

「あなた」の力をお貸しください。



- 作業内容**
  - 除雪が困難な世帯等での除雪作業
    - ・ 玄関から道路までの生活路（歩行に支障のない幅）
    - （ 屋根から落ちた雪の撤去・ストーブの排気口など危険箇所の除雪も含む）
    - ※ 屋根の雪下ろしは行いません
- 作業に対する費用弁償**
  - 人的除雪・・・30分・・・800円
  - 機械除雪・・・30分・・・1,600円
  - 交通費・・・往復2km超から、1キロ当たり40円を支給します。
- 作業地域**
  - 当麻町に除雪サービスの利用を申請し、許可された世帯※市街地区以外の地域
- 登録**
  - 保険加入の関係上、当ボランティアセンターに登録して頂きます。
- 保険**
  - 除雪ボランティアは、安全な活動を対象にしておりますが、万一の場合に備えて社協の保険（ケガ）、損害賠償補償に加入します。※掛金は、社協が負担します。

お問い合わせ 当麻町ボランティアセンター（当麻町社会福祉協議会内） ☎ 84-5711

## ふれあい 思いやり あふれる 「ふれあいサロン開催のお知らせ」 まちづくりをめざして

- 開設回数→月2回（第2・第4水曜日）
- 開設時間→午前10時～午後3時まで
- ※ その他、週に3日（月・水・金）農村環境改善センター1階「第3研修室」を開放しております。
- 脳トレプリントや囲碁に麻雀と色々用意しておりますので、自由にご利用下さい。
- ※ マスクの着用をお願いいたします。
- ※ 緊急事態宣言等により中止となる場合がありますので予めご了承願います。



### ふれあいサロン開催日カレンダー

令和3年 10月							11月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					①	2		①	2	3	4	⑤	6				①	2	③	4
3	④	5	⑥	7	⑧	9	7	8	9	⑩	11	⑫	13	5	⑥	7	⑧	9	⑩	11
10	11	12	⑬	14	⑮	16	14	⑮	16	⑰	18	⑱	20	12	⑬	14	⑮	16	⑰	18
17	⑮	19	⑳	21	㉒	23	21	㉒	23	㉔	25	㉖	27	19	⑳	21	㉒	23	㉔	25
24 <sub>31</sub>	㉕	26	㉗	28	㉘	30	28	㉙	30					26	㉗	28	㉙	30	31	

●印はサロン開設日です。○印はサロン開放日です。自由にご利用下さい。開放時間：午前10時～午後3時

この社協だよりは、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。